

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	沈没
発生日時	平成30年11月30日 09時30分ごろ
発生場所	山口県萩市大島南東方沖 萩大島港赤穂瀬南防波堤灯台から真方位092° 1,280m付近 (概位 北緯34° 29.4′ 東経131° 25.6′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、南東進中、沈没した。
事故調査の経過	平成30年12月17日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ2.47m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	沈没（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 1 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、操縦者及び同乗者1人が乗り、操縦者が船尾部に、同乗者が船首部にそれぞれ腰を掛け、航行中、操縦者が、腰を掛けていた道具箱から物を出そうと本船の中央部に移動したところ、船体が船首方に傾斜し、船首の舷縁を超えて海水が流入して滞留し、船首部が沈下して沈没した。 操縦者及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、航行中、操縦者が本船の船尾側から中央部に移動したことから、船体が船首方に傾斜し、船首から海水が流入して滞留し、船首部が沈下して沈没したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、航行中、操縦者が本船の船尾側から中央部に移動したため、船体が船首方に傾斜し、船首から海水が流入して滞留し、船首部が沈下して沈没したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ミニボートは、船首又は船尾を下げ過ぎないように乗員の座る位置を調整すること。